

柳井市都市計画審議会

[議事次第]

1 市長あいさつ

2 委員の紹介

3 会長あいさつ

4 議事（報告）

・柳井市都市計画道路見直し方針（案）について

・柳井市立地適正化計画作成の進捗状況について

とき：令和3年8月17日（火）10時30分～12時

ところ：柳井市役所3階大会議室

柳井市都市計画審議会 座 席 表

令和3年8月17日開催

	有近眞知子	下村 渉	槇本正男				
村上ひとみ				君国泰照			
目山直樹				石丸東海			
福田美雪				三島好雄			
柳井土木建築事務所長				岸井靜治			
柳井農林水産事務所長				秋良克温			
				柳井警察署長			

事務局

出入口

柳井市都市計画審議会委員名簿

(令和2年4月1日任命)
(令和3年4月1日変更)

区分	職名	氏名	備考
1号委員 学識経験者	山 口 県 議 会 議 員	有近 真知子	
	山 口 大 学 非 常 勤 講 師	村上 ひとみ	
	徳山工業高等専門学校准教授	目 山 直 樹	
	柳 井 市 農 業 委 員	槇 本 正 男	
	前柳井商工会議所専務理事	下 村 渉	
2号委員 市議会の議員	柳 井 市 議 会 議 員	秋 良 克 温	
	柳 井 市 議 会 議 員	石 丸 東 海	
	柳 井 市 議 会 議 員	岸 井 靜 治	
	柳 井 市 議 会 議 員	君 国 泰 照	
	柳 井 市 議 会 議 員	三 島 好 雄	
3号委員 関係行政機関 若しくは 山口県の職員 又は本市の住民	柳 井 警 察 署 長	田 中 春 記	
	柳 井 土 木 建 築 事 務 所 長	城 一 俊 幸	
	柳 井 農 林 水 産 事 務 所 長	長 嶺 栄 治	
	柳 井 市 母 子 保 健 推 進 協 議 会	中原 千惠子	
	柳 井 商 工 会 議 所 女 性 会	福 田 美 雪	

任期：令和4年3月31日まで

柳井市都市計画審議会条例

(平成17年6月30日柳井市条例第190号)

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、本市の都市計画に関する事項を調査審議するため、柳井市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者 5人
- (2) 市議会の議員 5人
- (3) 関係行政機関若しくは山口県の職員又は本市の住民 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。会長は、第2条第1項第1号に掲げる者のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

柳井市都市計画審議会運営規則

平成17年6月30日規則第172号

(趣旨)

第1条 この規則は、柳井市都市計画審議会条例（平成17年柳井市条例第190号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 条例第4条第1項に規定する会長の選挙は、無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじによつて定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長の選挙について委員に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、会議を招集するときは、会議の日の7日前までに、日時、場所及び議案を委員及び臨時委員に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(欠席の届出)

第4条 前条の通知を受けた委員及び臨時委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(代理出席)

第5条 条例第2条第1項第3号の委員のうち関係行政機関若しくは山口県の職員である委員又は行政機関若しくはこれに類する機関の職員である臨時委員に支障があるときは、当該委員又は臨時委員が委任する代理者が会議に出席し、調査審議に加わることができる。

2 前項の規定により代理出席をすることができる者は、当該行政機関又はこれに類する機関の職員とする。

(委員及び臨時委員以外の者の出席等)

第6条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、審議会の決議により非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した署名委員2名の署名を受けるものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、当該議事録に柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例（平成17年柳井市条例第18号）第6条各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公開しないことができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。